

別紙 1 生成 A I サービス提供業務 仕様書

1 基本事項

本仕様書は、「庁内利活用のための生成 A I サービス提供事業者に係る募集要項」に基づく公募型プロポーザルについて、その調達仕様を定めるものである。

なお、本仕様書は公募型プロポーザルの提案用の調達仕様書であり、契約を締結する際には、受託候補者の提案内容を踏まえ、協議の上で契約用の仕様書に改めるものとする。

2 仕様

(1) 本業務の対象範囲

ア 本市職員が生成 A I を利用することができるサービスの提供

※ 生成 A I の A P I を調達するのではなく、市職員が生成 A I を庁内での行政業務に利用することができるインターフェース等を有したサービスを提供すること。

イ 総合企画局デジタル化戦略推進室が上記アに係る本市職員のアカウント等を管理するための管理機能等の提供

(2) 本業務の履行期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 3 1 日までとする。

※ 契約締結日以降、可能な限り早期（目安：令和 6 年 8 月～9 月）に生成 A I サービスの利用を開始する。

(3) 生成 A I サービスの機能要件

上記(1)により提供する生成 A I サービスは、少なくとも次のア～オに掲げる要件を備えること。

ア 言語モデル

次に(ア)～(ウ)に掲げるいずれかと同等以上の文章生成能力を有すること。

(ア) ChatGPT40mni または ChatGPT4 turbo (OpenAI)

(イ) Gemini1.5 Pro 又は Gemini1.5Flash (Google)

(ウ) Claude3 Sonnet (Anthropic)

イ 利用環境

インターネットブラウザ (Microsoft Edge 及び Google Chrome) から利用できる、日本語に対応したクラウドサービスであること。

ウ ユーザインターフェース (以下、「U I」という。)

(ア) 各ユーザが 1 回当たり 1,000 文字以上のプロンプトをテキスト形式で入力できる U I を有すること。

(イ) 生成 A I により生成された文章 (以下、「回答文章」という。) はテキスト形式とし、U I 上に表示されること。

- (ウ) 回答文章に対し、各ユーザが追加の質問をした場合、先のプロンプト及び回答文章に関連した回答を生成し、UI 上に表示されること。
- (エ) 各ユーザがプロンプトを入力する際、UI 上で、予め登録されたテンプレートからプロンプトを選択して引用できる機能を有すること

エ 管理者機能

- (ア) 管理者（総合企画局デジタル化戦略推進室職員、以下同じ。）において、ユーザアカウント（市職員 7,650 名分）の登録、削除等の管理ができること。
- (イ) 管理者において、契約期間中の利用状況（利用文字・トークン数等）を定期的に確認・出力できること。
- (ウ) 管理者において、テンプレートを管理（登録・編集・削除）することができる機能を有すること

オ セキュリティ

以下の要件を満たすこと。

- (ア) ユーザ認証（ID、パスワード等による認証）にて、操作者を特定できること。
- (イ) IPアドレスの指定によるアクセス元の制御ができること
- (ウ) 通信は暗号化（TLS/SSL 通信）に対応していること。
- (エ) ユーザが入力したプロンプト等が、生成AIの再学習に利用されないようにするとともに、生成AI上に保存されないようにすること。
- (オ) 上記ウの利用状況、ログ、アカウント情報等には、管理者（総合企画局デジタル化戦略推進室）のみがアクセスできること。また、サービスの不具合など、緊急を要する場合を除き、受託者は、本市の許可なく同データにアクセスしないこと。
- (カ) 契約終了日から3箇月経過後に、利用状況、ログ、アカウント情報等のデータを完全に削除すること。（ただし、同一事業者が引き続き同種の業務を受託した場合を除く。）

(4) 管理者及びユーザへのサポート

- ・ 管理者及びユーザの利用方法をわかりやすく記載したマニュアルを提供すること。
- ・ 管理者からの利用方法等に関する問い合わせへのサポート体制を構築すること。
- ・ サービスの保守情報をホームページ又はメール等で提供すること。

(5) ユーザアカウント数、利用トークン数

- ・ 企画提案書及び見積書には、次の(ア)及び(イ)を前提に、「庁内利活用のための生成AIサービス提供事業者に係る募集要項」に記載の契約上限額の範囲内で、実現可能な単価、利用上限等を明記すること。
 - ア 契約期間中、市職員約 7,650 名分のアカウントを登録できること。また、必要に応じて追加登録・削除を行えること。
 - イ 全ユーザ数のうち約 15%が、1人1月当たり日本語 40,000 文字を入力できる利用トークン想定数（月当たり日本語 4,600 万文字を想定）とすること。
- ・ なお、利用トークン数の上限に達した場合は、管理者機能又は受託者側の操作で生成A

I サービスの利用を停止できるようにすること。(状況に応じて、本市と受託者の間で協議のうえ、別途費用を決定し、追加契約することがある。)

(6) その他の要件

次に掲げる要件については、提案に当たり必須の要件とはしないが、「庁内利活用のための生成A I サービス提供事業者に係る募集要項」に記載の契約上限額の範囲内において実現可能な場合は、その詳細及び費用を企画提案書及び見積書に明記すること。

特に本市では、エについて、業務への活用等の研究を深めたいと考えており、積極的な提案を求める。

ア 用途に応じて複数の生成A I や大規模言語モデルを切り替えられる（又は同時に利用できる）機能

イ 文章生成以外の生成機能（画像生成、動画生成、音声生成等）

ウ ファイル（ドキュメント、PDF、音声、動画等）を直接読み込んで要約等の回答を生成できるマルチモーダル機能

エ 検索拡張生成（RAG）機能※

※ ユーザがアップロードしたドキュメント、PDF ファイル等に基づいて回答を生成する機能

オ ユーザ向けの利活用方法等に関する職員教育（動画研修を含む。）の提供

カ 行政機関等で利用実績のあるプロンプト集の提供

キ その他、上記に掲げる以外で市職員の業務効率化、生産性の向上等に資すると考えられる要件

3 実施体制

(1) 実施体制

ア 本業務を確実に履行できる体制を構築し、本市に対し明示すること。

イ 本業務の履行に当たっては、上記アの体制を整えたうえで、サービス提供に向けて着実にプロジェクトの進行管理を行うこと。

(2) 作業場所等

ア 本市の庁舎内において作業を実施する場合は、作業期間及び作業時間について事前に本市と協議すること。

イ 本市の庁舎内では、上記アにより本市が承認した作業場所以外での作業を行わないこと。

4 留意事項

(1) 秘密保持

ア 個人情報、秘密と指定した事項及び業務の履行に際し知り得た秘密（以下「秘密情報」という。）を第三者に漏らし、又は不当な目的で利用してはならない。また、秘密情報の取扱いには十分注視すること。契約終了後も同様とする。

イ 秘密情報を取り扱う責任者及び従事者は、秘密保持を誓約しなければならない。

(2) 契約の解除

提案どおりのサービス利用ができない場合は、本市は、契約期間中であっても契約を解除することができる。契約解除の条件等については、契約時に協議することとする。

(3) 協議

本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項で協議の必要がある場合は、受託者は本市と協議を行うこと。

5 特記事項

(1) 著作権

この調達に係る業務を遂行するに当たって、新たに発生した設計書類等及び開発部分（市販の汎用アプリケーション等パッケージソフトに帰属する部分を除く。）の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）その他権利については、本市に帰属するものとし、受託者は成果物に関する著作者人格権を行使しない。

(2) 著作物又は知的所有権等の利用

この調達の範囲内で、第三者が権利を有する著作物又は知的所有権等を利用する場合は、受託者の責任において、その権利の使用に必要な費用を負担し、使用許諾契約に係わる一切の手続を行う。

(3) 関連文書

この調達の範囲内で、本市に帰属しない著作物がある場合にあっては、受託者は、本市に当該著作物の関連文書を成果物として納入するものとし、この関連文書についても上記(1)及び(2)に準じる。

6 支払方法

契約締結日から令和 7 年 3 月末までの間について、受託者からの請求に基づき費用を支払う。

支払時期は受託者と別途協議することとし、本市は、受託者から費用に係る請求を受けてから 30 日以内に支払を行うこととする。